

2025年度 公益財団法人 OBC 和田財団 奨学生募集要項

1. 概要・条件

- (1) 公益財団法人 OBC 和田財団(以下「当財団」という。)は、大学に学ぶ学生等の育英事業を行なうことにより、社会の発展に寄与することを目的として設立されました。
- (2) 当財団の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、特定の会社への入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (3) 他団体の奨学金との併給については、返済義務のある奨学金(貸与型)に限り可能とします。他団体において返済義務のない奨学金(給付型)の給付を受けている場合には申し込み出来ません。
ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(給付型と貸与型の両方)と、大学の授業料減免制度との併用は可能とします。

2. 全体採用予定人数

大学に在籍する学生合計 24～26名

ただし奨学金応募資格のある者は、受給開始時において大学2年生の者に限ります。

3. 奨学金の給付月額、期間

	給付月額	期間
大学生(2年生)	40,000円	2025年4月より最長2028年3月まで (3年間を上限とします)

※奨学金の給付は、奨学生の年齢が満25歳に達する年度までとします。

4. 応募資格(次の各項の条件すべてを満たす必要があります)

- (1) 当財団が指定する大学に在籍する学生
※ただし奨学金の応募資格を有する者は、受給開始時において大学2年生の者に限ります。
また、国籍は問いませんが留学生は除くものとします。
- (2) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
- (3) 在学する大学の学部長、専攻長、指導教官等の推薦する者
- (4) 修学に十分耐えうる程度に健康である者
- (5) 経済的な理由により修学が困難である者
※前年度における世帯年収(個人事業主の場合には事業収入)が500万円未満である者

5. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書(別記様式第1号) ※書式に入力し、写真を貼り、紙で提出してください。
- ② 小論文 ※日本語、A4サイズ Word1枚 1,400字程度。
テーマは「社会貢献について」とします。
 - ・卒業したらどんな社会貢献をしたいのか
 - ・今どんなことを学び、社会に出た際に、どんな貢献をもって社会に恩返ししていくのか、そのために奨学金をどのように活かしていくのかなど
- ③ 大学1年次の学業成績表のコピー
- ④ 学生証(写真付き)のコピー
- ⑤ その他の書類 ※大学の定める送付状・推薦状等の書類(任意)

※上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください。

(2) 提出期限

2025年5月9日(金)までに書類一式が公益財団法人 OBC 和田財団に到着するようお願いいたします。
なお、応募書類は返却いたしません。

(3) 書類提出先・問合せ先

公益財団法人 OBC 和田財団 事務局(担当 小嶋)
〒163-6029 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー29F
TEL:03-3342-1881 FAX:03-3342-6575 メールアドレス:akojima@obc.co.jp

***当財団への書類の提出は、在学する大学の推薦する者に限り、大学を通じて行うものとします。学生本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。**

6. 選考

- (1) 書類選考により、総合的に勘案し決定します。
- (2) 奨学生の可否通知は、6月下旬までに大学を通じて本人に送付します。

7. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、毎年度終了後1箇月以内に、学業成績表及び在学証明書を理事長に提出しなければなりません。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出しなければなりません。
- (2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります。
- (3) 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります。
- (4) 成績不良、素行不良等、奨学金の給付目的を達成する見込みがなくなったものと認められる場合には、当財団奨学金給付規程の定めに基づき、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。

8. その他

- (1) 奨学生に決定した方に対しては、7月から奨学金の給付を行います。7月に4・5・6月分を一括して支給し、以後3箇月毎に3箇月分を併せて、最終月に振り込むこととします。
- (2) 奨学金は、奨学金給付合格者が指定する銀行口座に振り込みます。
- (3) 募集要項に記載された内容以外は、当財団奨学金給付規程の定めに基づきます。

9. 個人情報の取扱い

- (1) 提供された個人情報は、当財団個人情報保護規程の定めに基づき適切に管理します。
- (2) 提供された個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当財団は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
- (4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください。

公益財団法人 OBC 和田財団 事務局(担当 小嶋)

以上

2025年度 公益財団法人 OBC和田財団 奨学生願書

フリガナ				性別	生年月日	(西暦)	年	月	日	(写真を貼る位置) 縦:36~40mm 横:24~30mm 本人単身胸から上 裏面のりづけ	
氏名				男・女	連絡先	電話:					
						携帯:					
						メール:					
住所	〒										
在籍大学											
学年	年	学部・専攻	学部・研究科		学科・専攻						
就労状況	現在の勤務・アルバイト先										
	雇用形態					勤務日数・時間(月平均)			時間/月		
収入	1ヶ月の収入		アルバイト・給与		円/月						
			奨学金		名称()月額		円				
			その他		受給期間		年	月	~	年	月
通学形態	(自宅通学・一般アパート・学生寮・その他)			授業料免除の有無		(全額免除・一部免除・免除なし・申請中)					
帰省先	※自宅通学以外の場合に記入										
家族構成	続柄	氏名	年齢	年収(個人事業主の場合は事業収入)		職業(勤務先等)・学年					
				万円							
				万円							
				万円							
				万円							
				万円							
緊急連絡先	氏名:			住所:							
	続柄:			連絡方法:							
奨学金の給付を希望する理由 (できる限り具体的に記入ください。)											

上記のとおり貴財団奨学生を申し込みます。

年 月 日

署名

公益財団法人OBC和田財団

奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人OBC和田財団(以下、「当財団」という)定款第4条に規定する奨学金の給付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 奨学金

(給付の条件)

第2条 奨学金の給付を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 当財団が指定する大学に在籍する学生(ただし奨学金の応募資格を有する者は、受給開始時において大学2年生の者に限る)
- (2) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
- (3) 在学する大学の学部長、専攻長、指導教官等の推薦する者
- (4) 修学に十分耐えうる程度に健康である者
- (5) 経済的な理由により修学が困難である者(世帯年収の基準については、別途募集要項に記載する)

(給付額等)

第3条 奨学金の給付額は、月額40,000円、年額480,000円とする。

2. 奨学金は、第16条の規定に該当する場合を除き、還付を要しない。

(奨学金の給付期間)

第4条 奨学金の給付期間は、大学の正規の修学期間のうち3年を越えない期間とする。

2. 奨学金の給付は、奨学金の給付を受ける者(以下、「奨学生」という)の年齢が満25歳に達する年度までとする。

(募集対象大学及び大学院の選定並びに応募学生の募集)

第5条 理事会は、事業計画に基づき、次年度の奨学金の募集を行う大学(以下、「指定大学等」という)を決定するものとする。

2. 理事会は、事業計画に基づき、次年度の奨学生の人数を決定する。
3. 財団事務局または理事会において理事長より奨学生募集事務について委嘱を受けた者は理事会で決定した指定大学等に訪問し、応募学生の募集を行う。

(出願手続)

第6条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、その大学に提出し、その学部長、専攻長、指導教官等の推薦を受けるものとする。

- (1) 奨学生願書(別記様式第1号)
- (2) 小論文

(3) その他必要な書類

(奨学生の決定及び交付)

第7条 理事会は、奨学生選考規程に基づき奨学生を決定する。

2. 理事長は、奨学生の採用を決定したときは、大学を経由して奨学証書を本人に交付するものとする。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金の給付は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、3箇月分を併せて振り込む方法により行うものとする。ただし、奨学生の決定を受けた初年度については、決定を受けた年の7月に4月から6月の奨学金を併せて振り込むこととする。

(奨学金の給付の打ち切り)

第9条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 退学・休学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったとき
- (4) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (5) 大学の正規の修学期間での卒業の見込みがなくなったとき
- (6) その他奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなったとき

なお、上記各号に該当する場合にあって、当財団の趣意に照らして奨学金の給付を打ち切る必要はないと判断する場合、理事長は、その旨を理事会に報告する。

(他の奨学金との関係)

第10条 奨学生は、他の奨学金が返済義務のある奨学金の場合に限り、本奨学金と併用することができる。他の返済義務のない奨学金等については、本奨学金と併用することはできない。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との併用は可能とする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第11条 奨学生は、毎年度終了後1箇月以内に、学業成績表及び在学証明書を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業に当たっては、在学証明書を替えて、卒業証明書を提出しなければならない。

2. 理事長は、提出の催告にもかかわらず、前項に掲げる報告書が提出されない場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

(奨学生に対する補導)

第12条 理事長は、奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な補導を行うものとする。

(奨学生の届出)

第 13 条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を書面により当財団に届け出なければならない。

- (1) 退学し、または転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学または長期にわたって欠席するとき
- (4) 復学したとき
- (5) 本人または保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

(奨学金の還付)

第 14 条 理事長は、第9条、第11条第2項または第13条の各号のいずれかに該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

(改正)

第 15 条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第 16 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1. この規程は、令和元年10月28日から施行する。
2. 令和2年12月8日 改正
3. 令和4年5月31日 改正